

南国市告示第36号

南国市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

南国市長 平山 耕三

南国市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、市民の自転車乗車中のヘルメットの着用を促進し、事故の際の被害の軽減を図ることを目的とする南国市自転車ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定による申請の日（次条において「申請日」という。）において南国市の住民基本台帳に記録されている者であって、自転車を利用する者（当該者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合は、当該者を養育する者）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる要件を満たす自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用とし、使用者1人につき1個かつ1,000円を限度とする。

- (1) 南国市内の店舗で購入したものであること。
- (2) 申請日の属する年度中に購入したものであること。
- (3) 新品であること。
- (4) 次のいずれかの安全基準に関するマークが付されたものであること。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJ

C F マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C

マーク

カ その他アからオまでに類するマークであって、市長が認めるもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは南国市自転車ヘルメット購入補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 2 号）により、交付しないことを決定したときは南国市自転車ヘルメット購入補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 7 条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市自転車ヘルメット購入補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。